

○婦人補導院法第16条第1項の規定による連戻し等に基づく協力措置について（依命通達）

（昭33. 5.20 警察庁丙防発第5号
警察庁保安局長から管区警察局長、本部長あて）

売春防止法の一部を改正する法律（昭和33年法律第16号）で一部改正された売春防止法（昭和31年法律第118号）の全規定および婦人補導院法（昭和33年法律第17号）は去る4月1日から施行をみたのであるが、これらの法律に基づく収容状等の執行及び連戻しについては、法務省刑事局及び矯正局と協議の結果、下記により実施することとなったので、右二法の主眼とする婦女の保護更生の趣旨に則するよう適切なる取扱について留意の上、援助要請を受けた場合等の必要なる協力措置につき遺憾のないよう配意されたい。

おって、婦人補導院法第16条第1項の運用については、別添写のとおり法務省矯正局長から関係向に通達されているから参考とされたい。

記

1 婦人補導院法第16条第1項の規定による連戻しについて

(1) 連戻援助要請の方法

ア 在院者が逃走し婦人補導院の職員のみによってこれを連れ戻すことが困難な場合には、婦人補導院の長から連戻援助要請書（様式は別添矯正局長通達の別紙のとおり）が婦人補導院（分院を含む。）の所在地を管轄する警察署長に送付され、援助の要請がなされる。この場合の援助要請書のあて名は婦人補導院の所在地を管轄する都府県警察の警視総監又は警察本部長とされる。

イ 右アの手続をとるとまのない場合においては、婦人補導院の長から電話その他の方法によって連戻援助要請書に記載すべき事項を告げて援助の要請がなされ、事後すみやかに連戻援助要請書が送付される。

(2) 連戻援助要請に基づく警察の手配

ア 連戻援助要請を受けた警視総監又は警察本部長は、直ちに必要な範囲の所属警察官にその内容を伝達するものとする。

イ 連戻援助要請を受けた警視総監又は警察本部長は、逃走者が管轄区域外に立ち廻るおそれがある場合その他必要と認められる場合には、その地を管轄する都道府県警察の警視総監、警察本部長又は方面本部長に連戻援助要請の内容を伝達するもの

とし、この伝達を受けた警視総監、警察本部長又は方面本部長は、直ちに必要な範囲の所属警察官にその内容を伝達するものとする。

ウ 前記1のイにより婦人補導院の長から電話等によって連戻援助要請の連路を受けた警察署長は、緊急を要し、警視総監又は警察本部長にその内容を報告するいとまのない場合は、直ちに必要な警察署長に連戻援助要請の内容を伝達し、事後すみやかにその旨を報告するものとする。

エ 連戻援助要請の伝達は、「婦人補導院逃走者手配」とし、その事態に応じ電信、電話その他適宜の方法によって次の事項を通知してするものとする。

(ア) 逃走の年月日時、場所及び婦人補導院の名称

(イ) 氏名、年齢、本籍及び入院前の住所

(ウ) 立廻予想場所

(エ) 着衣及び所持品

(オ) 人相及び身体の特徴

(カ) 最終的に連れ戻すべき場所

(キ) 連戻援助要請が発せられた日時

(ク) 連戻しができる期間の終期

(ケ) その他参考事項

(3) 連戻援助要請を受けた場合における警察官の措置

ア 婦人補導院の長から連戻しについて援助を求められた場合、警察官は逃走者が逃走した時（連戻援助要請書に記載された逃走の日時）から48時間内は、婦人補導院の職員と同様にその逃走者を連れ戻すことができる。したがって48時間を超える場合においては、婦人補導院法第16条第5項による連戻しができないこととなる。この場合は、検察官は在院者の逃走後48時間を経過した旨の婦人補導院の長からの通報に基き、連戻収容状を発し関係職員にその執行を指揮することとされるので、この時間経過後において逃走者を発見した警察官は、その者について手配をした都府県警察本部に連戻収容状の発付及びその執行下令の有無を問合せの上これがあることを確認したときは、婦人補導院法第16条第3項の規定により準用する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第73条第3項の規定により措置することとなる。

イ 逃走者が逃走した時から48時間内に身柄を拘束した場合は、連れ戻すべき婦人補導院に引致し、又は婦人補導院の職員に身柄を引渡すまでに、48時間を経過することがあっても、連戻収容状なくして引続き身柄を拘束することができる。

ウ 連戻しに当り、やむを得ない事情のある場合は、一時警察の保護室に収容することができる。ただし、その収容の期間は必要最少限度にとどめなければならない。

エ 連戻しに当り、その逃亡を図り若しくは暴行をし、又は自殺のおそれが極めて強い等真にやむを得ないと認められる場合を除き、手錠、捕じょう等は使用しないものとする。

オ 逃走者の身柄を拘束した場合の身柄の引渡は、次によるものとする。

(ア) 警察官が逃走者の身柄を拘束した場合は、すみやかにその者について手配をした都道府県警察本部を通じて連戻援助要請をした婦人補導院の長にその旨を連絡するとともに、連れ戻すべき婦人補導院に引致してその職員に身柄を引渡すものとする。ただし、当該婦人補導院の長と連絡打合せの上、派遣された婦人補導院の職員に身柄を引渡すことができる。

(イ) 逃走者の身柄を拘束した場所が連れ戻すべき婦人補導院から遠隔の地にある等やむを得ない場合は、もよりの婦人補導院の長と連絡打合せの上右の例により当該婦人補導院の職員に身柄を引渡すことができる。

(ウ) 身柄の引渡に当っては、その引渡の年月日時、場所及び引渡しを受けた者の所属、官職、氏名を便宜の書面で明らかにし、その記名押印を受けておくものとする。

(4) 連戻援助要請の取消通知及びこれに基く警察の手配解除

ア 婦人補導院の長から連戻援助要請がなされた後において、婦人補導院の職員等が逃走者を連れ戻した場合その他連れ戻しの必要がなくなった場合には直ちにその旨連戻援助要請書を送付した警察署長に通知される。

イ 右アの通知を受けた警察署長は、直ちに警視総監又は警察本部長にその旨を報告するものとする。

ウ 警視総監又は警察本部長は、右イの報告を受けたときは、連戻援助要請の伝達の場合に準じ、「婦人補導院逃走者手配解除」として、次の事項をすみやかに手配先へ伝達するものとする。

(ア) 手配年月日

(イ) 氏名及び年齢

(ウ) 手配解除理由

(エ) その他参考事項

(5) その他

ア 婦人補導院からの逃走者を発見した際、いまだ婦人補導院の長から連戻援助要請のない場合はもちろんのこと連戻援助要請のなされている場合においても、本人の自発的な復院を図る等の措置をとるとともに、直ちにその者が収容されている婦人補導院の長に発見の旨を連絡して事後の措置について打合せをするものとする。

イ 連戻援助要請のあった逃走者について新たな犯罪容疑があつてその者を逮捕したときは、手配をした都府県警察本部を通じて連戻援助要請をした婦人補導院の長にその旨を連絡するものとする。

2 収容状等の執行について

(1) 収容状等により身柄を拘束した後における身柄の引渡及び執行の引継

ア 収容状等（売春防止法第22条の収容状、同法第27条の再収容状及び婦人補導院法第16条の連戻収容状（様式はそれぞれ別添のとおり。）をいう。以下同じ。）によって身柄を拘束した場合は、直ちに収容すべき婦人補導院の長に連絡の上、すみやかにその場所に引致して身柄を引渡すものとする。ただし、当該婦人補導院の長と連絡打合せの上、派遣された婦人補導院の職員に身柄を引渡して執行を引継ぐことができる。

イ 収容すべき婦人補導院が遠隔の地にある等やむを得ない場合は、もよりの監獄または婦人補導院の長と連絡打合せの上、右アの例により当該監獄又は婦人補導院の職員に身柄を引渡して執行を引継ぐことができる。

ウ 収容状等の執行に当たっての保護室及び手錠、捕じょう等の使用並びに前記2の1のアのただし書及びイにより身柄を引渡す場合の措置については、前記1の連戻の場合の例（前記1の3のウ、エ及びオのウ参照）によるものとする。

(2) 収容状等の取扱

ア 収容状等により収容者を収容すべき婦人補導院に引致して身柄を引渡す場合は、収容状等を婦人補導院の長に交付して報告書（収容状等の様式参照）に記名押印を受け、所要事項を記載の上、執行指揮を受けた検察官に報告するものとする。

イ 警察官が収容状等の執行を二人以上で行った場合の執行者の記名押印については、その代表者名を記名して押印するものとする。

ウ 前記2の1のアのただし書及びイによって監獄又は婦人補導院の職員にその執行を引継いだ場合は、執行者は収容状等の「執行者の官公職氏名押印」欄（報告書にあっては「執行者の官公職氏名」を記入すべき箇所）のなるべく右側に記名して押印して引継を受けた者もこれに並んで記名押印することができるようにするとともに

に、引継の日時、場所、引継を受けた者の所属、官職、氏名等を収容状等の備考欄（報告書にあってはその欄外余白）に記載してこれを引継を受けた者に交付するものとする。

(3) その他

連戻収容状は、少年院法（昭和23年法律第169号）第14条第4項の規定による連戻状と異なり、警察官等が連れ戻すことを許可する裁判官の令状ではなく、検察官の発する令状であって、その執行指揮によって執行すべきものである。

(身柄を収容すべき婦人補導院に引致して引渡した場合の記載例)

原簿番号 年 第 号

収容状 言渡 <input type="radio"/> 裁判所 判決 昭和三十三年九月一日 確定 昭和三十三年九月十六日 罪名 売春防止法違反 裁判 補導処分 本籍 <input type="radio"/> 県 <input type="radio"/> 郡 <input type="radio"/> 村 <input type="radio"/> 番地 住居 <input type="radio"/> 市 <input type="radio"/> 町 <input type="radio"/> 番地 甲野太郎方 職業 無職 氏名 甲野乙子 年齢 昭和十年八月一日生 (三十三年) 右の者を頭書の補導処分執行のため <input type="radio"/> 婦人補導院に収容する。 昭和三十三年九月十八日 <input type="radio"/> 検察庁 検察官 検事 何 某	執行猶予の期間満了の日 昭和三十五年九月十五日	執行した年月日時及び場所 昭和三十三年九月十九日 午前八時三十分 <input type="radio"/> 市 <input type="radio"/> 町 <input type="radio"/> 番地 甲野太郎方	執行すべきことができたときはその理由	執行者の官公職の氏名 <input type="radio"/> 県 <input type="radio"/> 警察署 司法警察員 巡查部長 乙野次郎 (印)	取扱者印
	備考 右の者を頭書の補導処分執行のため <input type="radio"/> 婦人補導院に収容する。 昭和三十三年九月十八日 <input type="radio"/> 検察庁 検察官 検事 何 某				

..... 切 取 線

収容状執行に関する報告書		原簿番号	年 第 号
(罪名) 売春防止法違反		(氏名) 甲 野 乙 子 昭和十八年八月一日生 (二十三年)	
右の者に対する収容状を左記のとおり執行したから報告する。 記			
執行した年月日時及び場所	昭和三十三年九月十九日 午前八時三十分 <input type="radio"/> 市 <input type="radio"/> 町 <input type="radio"/> 番地 甲野太郎方		
身柄受領者の官公職の氏名 年月日時	昭和三十三年九月十九日 午後一時二十分 身柄を受領した。 <input type="radio"/> 婦人補導院 補導課長法務教官 何 某 (印)		
昭和三十三年九月十九日 <input type="radio"/> 検 察 庁 検 察 官 検 事 何 某 殿	(執行者の官公職氏名) <input type="radio"/> 県 <input type="radio"/> 警察署 司法警察員 巡查部長 乙野次郎 (印)		

様式第四号

(身柄を監獄に引致してその職員に執行の引継をした場合の記載例)

原簿番号 年 第号

再収容状	執行猶予	昭和三十五年七月十五日	取扱者印
言渡 ○○裁判所	期間満了		
判決 昭和三十三年七月七日	執行した年月日時及び場所	昭和三十三年十二月十六日 午前九時十分 ○○市○○町○○番地 甲山次郎方	掲げる事項
確定 昭和三十三年七月十六日	執行することなきときはその理由		
罪名 売春防止法違反	執行官の氏名	○○県○○警察署 司法警察員 巡查部長 山野一郎 ㊟	次に入念に は、この日数 に於ては、後 に於ては、他 の事項を併 記する。
裁判 補導処分	押印		
仮退院 昭和三十三年十一月一日 (○○婦人補導院)	備考	昭和三十三年十二月十六日午後四時○○刑務所において庶務課長看守長何某に執行の引継をした。	(1) (2)
本籍 ○○府○○郡○○町○○番地			
住居 ○○市○○町○○番地 山川三郎方			
職業 無職			
氏名 山川丁子			
年齢 昭和十一年五月十日生 (二十二歳)			
右の者は仮退院が取り消されたから ○○婦人補導院に収容する。 昭和三十三年十一月十五日 ○○検察庁			
検察官 検事 何某			

..... 切 取 線

再収容状執行に関する報告書		原簿番号	年 第 号
(罪名) 売春防止法違反 (氏名) 山川丁子 昭和十一年五月十日生 (二十二歳)			
右の者に対する再収容状を左記のとおり執行したから報告する。			
記			
執行した年月日時及び場所	昭和三十三年十二月十六日 午前九時十分 ○○市○○町○○番地 甲山次郎方		
身柄受領者の氏名	昭和 年 月 日 午 時 分 身柄を受領した。 婦人補導院		
昭和 年 月 日 (執行者の官公職氏名)	○○県○○警察署 司法警察員 巡查部長 山野一郎 ㊟		
検察庁 検察官 検事 殿			

昭和三十三年十二月十六日午後四時○○刑務所において庶務課長看守長何某に執行の引継をした。

(参考)

婦人補導院施設箇所

名 称	位 置	備 考
東京婦人補導院	東京都府中市	本年十月頃完成予定 収容可能人員約一〇〇名
同 分 院 栃木婦人寮	栃木市旭町一九 栃木刑務所内	
大阪婦人補導院	堺 市	本年十月頃完成予定 収容可能人員約九〇名
同 分 院 和歌山婦人寮	和歌山市加納三八三 和歌山刑務所内	
福岡婦人補導院	福 岡 市	本年十月頃完成予定 収容可能人員約九〇名
同分院 範婦人寮	鳥栖市麓町大字山浦二 六三五 麓 刑 務 所 内	

別添写

矯正甲第328号

昭和33年 5月20日

矯正管区長 殿

婦人補導院長 殿

法務省矯正局長 渡 部 善 信

婦人補導院法第16条第1項の運用について

標記の件については、下記事項留意のうえ遺憾なきを期せられたい。

おって本件については、警察庁及び法務省刑事局とも協議済みである。

- 1 在院者が逃走した場合、連戻収容状によらないで連れ戻すことができるのは、逃走後

48時間内に限られる。婦人補導院の長（以下「院長」という。）より援助を求められ、これにもとずいて警察官が連れ戻す場合も同様である。この場合「逃走後」とは在院者が婦人補導院（分院を含む。以下同じ。）の実力支配内を離脱したとき以後を意味する。従って、48時間はこのときから起算するものとし、この時間内に身柄が拘束された場合は、婦人補導院に引致する迄に48時間を経過することがあっても差支えはない。

- 2 逃走した者が任意に帰院した場合は、帰院後直ちに補導処分を執行できることは勿論である。
- 3 婦人補導院処遇規則第58条による書面の様式は別紙のとおりとし、連戻援助要請書は、当該婦人補導院の所在地を管轄する都府県警察の警視総監又は警察本部長にあて、婦人補導院の所在地を管轄する警察署長に送達しなければならない。
- 4 連戻しについて援助を求めたのち、婦人補導院の職員が逃走した者を連れ戻した場合、その他連戻しについて援助をうける必要がなくなった場合は、院長は直ちに連戻しの援助を要請した警察署長にその旨を通知しなければならない。
- 5 院長は、連戻しについて援助を要請した警察官から逃走した者の身柄の引取り方を要求された場合は、速やかに職員を派遣して身柄を受領しなければならない。
- 6 連戻し援助要請にもとずいて警察官が逃走した者を拘束した場合、その場所が連れ戻すべき婦人補導院から遠隔地にある等やむを得ない事情のため、警察官による身柄護送が著しく困難である場合には、警察官から最寄りの婦人補導院の長に対し身柄の引取方の要求がなされることもあると思料するが、かかる場合要求をうけた院長は、直ちに連れ戻すべき婦人補導院の長に電信その他によってこの旨を連絡するとともに必要な事項を照会し、逃走した者に相違ないことを確認した上、身柄を警察官より受領し、連れ戻すべき婦人補導院の職員に引き渡すまでの間その身柄を拘束しておかなければならない。
- 7 在院者が逃走した場合に、院長は直ちに婦人補導院の所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官に書面をもって左の事項を通報しなければならない。
 - (1) 逃走者の本籍、住居、氏名及び生年月日
 - (2) 裁判言渡年月日、言渡裁判所
 - (3) 裁判確定年月日
 - (4) 執行指揮年月日及び執行指揮検察官
 - (5) 逃走年月日
 - (6) 逃走者の人相、身体的特徴、着衣、所持品及び立廻りを予想される場所

(7) その他参考事項

なお、逃走後48時間内に連れ戻すことができなかつた場合及び48時間内に連れ戻した場合は、直ちにそれぞれの旨を、さきに逃走した旨を通報した検察官に書面をもって通報しなければならない。

- 8 逃走後48時間を経過したのち、なお婦人補導院の職員により連れ戻すのが可能と認められる場合は、院長は検察官に対し、連戻収容伏の発付を求めなければならない。

発 号

昭和 年 月 日

婦人補道院長

殿

連 戻 援 助 要 請 書

婦人補導院法第十六条第一項の規定にもとずき、左記逃走者の連れ戻し方について援助いたされたく要請いたします。

逃 走 年 月 日 時	入 院 年 月 日	指 揮 検 察 官	指 揮 年 月 日	言 渡 裁 判 所	裁 判 言 渡 年 月 日	入 院 前 住 所	本 籍 地
						氏 名	
						(入院前の職業)	年 月 日生

着衣及び所持品 	立廻りせらるる 廻りせらるる 立廻りせらるる 立廻りせらるる	最終的に連戻すべき場所	援助要請日時	おつて本要請にもとずいて逃走者の連戻しができるのは昭和 年 月 日 時 分 まででありますから念のため申しそえます。

(記載例)

- 一 「氏名」欄
別名、あだ名又は通称等のあるときは、氏名の右肩に付記のこと。
- 二 「立廻りを予想される場所」欄
本人の共犯関係、友人関係(不良交友関係)、売春にからむ不良関係、保護関係、面会その他日常の言動によって立寄りを見込まれる友人関係場所を詳しく記載すること。
- 三 「着衣及び所持品」欄
警察官の判断の資料となるから、できうる限り詳細に記載すること。
- 四 「最終的に連戻すべき場合」欄
逃走婦人補導院名を記載すること。
- 五 「援助要請日時」欄
援助要請を受けた警察官において記載するから、空欄にしておくこと。
- 六 「備考」欄
連戻しにあたって参考となる事項を記載すること。